

# 1 訪問型サービス（独自） サービスコード表（令和6年6月以降）

総合事業の介護予防訪問介護サービス指定事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 項目	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス1	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1176 単位	日割の場合	÷ 30.4 日 39 単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス1日割		(2) 1週に2回程度の場合	2349 単位	日割の場合	÷ 30.4 日 77 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス2		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	日割の場合	÷ 30.4 日 123 単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス2日割						77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス3						3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス3日割						123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割			日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2			(2) 1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割			日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3日割			日割の場合	÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12% 減算			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5% 加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ロ 初回加算			200 単位 加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位 加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位 加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算			50 単位 加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の163/1000 加算		

A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算V 8			(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) 所定単位数の 158/1000 加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算V 9			(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) 所定単位数の 142/1000 加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算V 1 0			(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 所定単位数の 139/1000 加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算V 1 1			(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 所定単位数の 121/1000 加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算V 1 2			(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 所定単位数の 118/1000 加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算V 1 3			(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算V 1 4			(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 所定単位数の 76/1000 加算	

※同一建物減算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 2 通所型サービス（独自） サービスコード表（令和6年6月以降）

総合事業の介護予防通所介護サービス指定事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定		
種類	項目						単位数	項目		
A6	1111	通所型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき			
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798 単位		日割の場合 ÷ 30.4 日	59 単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		要支援2		3,621	1月につき			
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621 単位		日割の場合 ÷ 30.4 日	119 単位	119	1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			要支援2		日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			要支援2		36 単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			要支援2		日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			要支援2		日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			要支援2		36 単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			要支援2		日割の場合 ÷ 30.4 日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合			事業対象者・要支援1		376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2				要支援2		752 単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算		-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算		100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算		240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算			50 単位加算		50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算			200 単位加算		200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算		口腔機能向上加算（Ⅰ）		150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			口腔機能向上加算（Ⅱ）		160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算			480 単位加算		480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	チ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		事業対象者・要支援1		88 単位加算	88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			要支援2		176 単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		事業対象者・要支援1		72 単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			要支援2		144 単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		事業対象者・要支援1		24 単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			要支援2		48 単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100 単位加算		100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200 単位加算		200	

A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算		
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 81/1000 加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 76/1000 加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 79/1000 加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 74/1000 加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 65/1000 加算		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 63/1000 加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 56/1000 加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 69/1000 加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 54/1000 加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 45/1000 加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 53/1000 加算				
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 43/1000 加算				
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 44/1000 加算				
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 33/1000 加算				

※同一建物減算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 2 通所型サービス（独自） サービスコード表（令和6年6月以降）

総合事業の介護予防通所介護サービス指定事業者が使用します。

### 定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目		イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	単位数	項目
A6	8001	通所型独自サービス11・定超						事業対象者・要支援1
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超	59 単位	41	1日につき			
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	要支援2	3,621 単位	2,535	1月につき		
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超	119 単位	83	1日につき			

### 看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目		イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	単位数	項目
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠						事業対象者・要支援1
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠	59 単位	41	1日につき			
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	要支援2	3,621 単位	2,535	1月につき		
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠	119 単位	83	1日につき			

### 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表（令和6年6月以降）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 項目			
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメントA	事業対象者・要支援1・2	442 単位	1月につき		
AF	2211			高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位		438	
AF	2311			1/100 単位減算	業務継続計画未策定減算 1/100 単位減算		434 単位	434
AF	2411			業務継続計画未策定減算			1/100 単位減算	438
AF	2112	介護予防ケアマネジメントB	イ 介護予防ケアマネジメントB	事業対象者・要支援1・2（緩和型サービス）	357 単位	1月につき		
AF	2212			高齢者虐待防止措置未実施減算	353 単位		353	
AF	2312			1/100 単位減算	業務継続計画未策定減算 1/100 単位減算		349 単位	349
AF	2412			業務継続計画未策定減算			1/100 単位減算	353
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC	イ 介護予防ケアマネジメントC	事業対象者・要支援1・2（住民主体型サービス）	442 単位	1月につき		
AF	2213			高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位		438	
AF	2314			1/100 単位減算	業務継続計画未策定減算 1/100 単位減算		434 単位	434
AF	2315			業務継続計画未策定減算			1/100 単位減算	438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	□ 初回加算	300 単位加算	300			
AF	1004	委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位加算	300			